

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第44回）

### 第1 日時

令和6年1月19日（金） 午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

飯畑勝之、江原悦子、加藤学、鹿野伸二、小林孝幸、鈴木朋子、高橋信彦、東谷良子、向田辰男、諸角文、山本英雅、渡邊享子（五十音順、敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）溜翔貴、有川達哉、島田貴士、山崎明郎、石川達也、安藤慎一、関根恵子、富永悦史

（事務局）川上康、現王園竜太、稲田統紀子

（ゲストスピーカー）紀伊美枝子、山崎邦充

### 第4 議題

「家事調停委員の人材確保について」

### 第5 議事概要

#### 1 開会宣言

#### 2 退任委員紹介

（磯田委員、甲原委員、坂下委員、八島委員）

#### 3 新任委員紹介

（東谷委員、渡邊委員、江原委員）

#### 4 議題「家事調停委員の人材確保について」

##### (1) 前半

DVD「ご存じですか？家事調停」の視聴及び家事調停制度、家事調停委員の選考手続についての説明を行い、意見交換及び質疑応答を行った。

（○は外部委員、●は裁判所委員、■は説明者の発言内容）

● これまで説明させていただきました調停委員の職務の内容と採用上の問題を踏まえ、御質問や感想があれば伺いたい。

○ 自分の母も50歳頃から20年程調停委員として活動していたが、忙しくもやりがいを持って取り組んでいる姿を身近に見ていた。調停委員を退任した後も、その経験を活かし、家庭問題相談員や子供の面会交流のサポート等の活動を行い、充実した生活を送っているようにみている。

○ 調停委員の人数自体が不足しているのか。

■ 現状採用している人数は、調停委員の定員上限には達しておらず、不足分については新規の申込みでの採用を行いたいと考えている。

○ 人間は高齢になると怒りやすくなったりすることはあることだと思うが、当事者との厳しいやり取りが想定される家事調停の現場で、年配の委員が感情を抑えられないという場面はないか。

● 調停委員には、人格識見において必要な資質を備えた方、穏やかに対応できる方を採用しており、さらに、採用後に年齢を重ねたことにより変化が生じたとしても、2年ごとの再任選考においてフィルターをかけているので、そのような問題が生じているとは聞いていない。

○ 調停委員の新たな給源として、これまでの主たるターゲットである定年退職者層から新たなターゲットとすべき層を開拓する必要があるとの説明があったが、具体的にはどのような職業を考えているのか教えてほしい。

■ これまでのリタイア層に加え、現役でも兼業が可能な職種があるのであれば開拓したいと考えているが、職種として具体的な像を裁判所として持っていない部分である。

● 若手の自営業の方も少数調停委員として活躍しているところであるが、例えばそういう層を増加させていくためにはどうすればよいか、という手立てを後半に伺いたい

## (2) 後半

現職の家事調停委員2名によるスピーチ、採用広報の在り方やリクルート先について、意見交換を行った。

● 調停委員の給源となるターゲット層の所在、どういうところに調停委員にふさわしい方々がおられるか、どこに裁判所から働きかけることを考えられるのかについて御意見いただきたい。

○ 現役調停委員からのスピーチを聞いて、社会貢献や人のために何かをすることを苦にしない方、さらに、調停にはカウンセリングのような要素もあることから人の話をしっかり聞く力がある方が必要だと考えていた。とすると、ボランティア団体、ロータリーやライオンズクラブに所属している方というのは、基本的に仕事を持ちながら社会貢献活動をされている方なので、働きかけ先としてあり得るのかなと思った。

● 歴史のある有名なボランティア団体はいくつもあり、そのようなところが考えられるという御意見をいただいた。他はいかがか。

○ 調停委員の採用広報の在り方として、求人サイトへの掲載等の一般採用広報の手法にはそぐわないという説明があったが、今の若い人はインターネットでの応募に慣れているから、やはりサイトによる募集はできないものか。

○ どうやって応募したらいいのか分からないというのは結構深刻な問題であると思う。事柄の性質上たくさんの応募が来ても困るような気もするが、こういう仕事があるということを知ってもらい場面を拡げる機会が必要であると感じる。

また、特に人数の比較的少ない女性委員は事件担当数が多く、週に何度も、人によっては毎日裁判所に通っている人がいる現状がある。定員との兼ね合いで難しいことは分かるが、人数を増やして、週に3回も4回もではなく何曜日と何曜日だけだったらできるとか、午前中だけならできるなど、多様な働き方ができるようになったら、採用される人の幅も広がるのではないかと。

○ 採用広報については現在どのように行っているのか。

■ 現在行っている広報活動としては、所属員を調停委員に推薦いただけるような団体に対し、個別に調停委員の仕事内容等を説明した上で、推薦を依頼しているところである。

○ 例えば、社会福祉士などが在籍する会など業種を絞った業界団体というのは働きかけ先としてひとつあるのではないかと。

○ 地域の学校のPTA活動をしている方や地域の消防団に入っている方もあり得るかと思うそのほか、現役委員にも既にいたかと思うが、消費者センターのアドバイザーをしている方などは、調停委員のような側面もある仕事でもあり、候補となりうるかと思う。

○ そもそも調停委員を募集していること自体知られていないのではないかと。自分も、これまで調停委員は弁護士とかそういった方がやるものと思っており、今初めて知った。

● 確かに昔は調停委員を公募せず、推薦のような形で採用していた時代もあるので、周知が足りていない可能性もあると思う。

保護司についても調停委員と同様、社会貢献意識が高い方が求められると思うが、採用に当たって御苦勞があれば伺いたい。

○ 保護司の任命においても、調停委員と同様に頭を痛めており、近年、地域で保護司の役を受けていただける方を探すのが大変な時代になってきている。なぜ大変になってきているかというのは、もうまさにこの調停委員と同じであり、定年年齢の引上げが大きな要因となっている。

保護司については最初の任命時の年齢が66歳以下である必要があるところ、その年齢まで働く方が増え、なかなか保護司のほうに入ってきていただけない状況にある。こちらも地域のいろいろな団体に、まずは保護司という仕事があり、犯罪予防活動や保護観察による更生指導といったボランティアをしているといった保護司の広報に力を入れている。例えば、公務員の方の退職セミナーや、先ほど話題に上がったライオンズクラブやロータリーといった地域のボランティア団体についても訪問して説明をしている。また、これは保護司特有かも知れないが、保護司の出身母体にはお寺の住職など宗

教家の方が多いため、宗派ごとの集まりなどにも出かけて行って、お話をさせていただいている。

個人的な感想としては、PTAというのはひとつのターゲットになり得るとは感じた。やはり会社や役所に勤めている方は時間の自由がきかないので、調停委員なり保護司なりの活動が難しいということはある、そのために給源が先細っている状態であると思うが、一方で地域での活動に従事している方はそれなりにたくさんいて、その集まりとしてPTAで活動した方々がPTA役員のOB会を作っているようなところもある。

そのような場で広報すれば、このような制度に興味関心を持ち応募してくれる方が出てくるのではないかと思った。

○ 里親会はどうだろうか。実際に里子を育てている方、あるいはまだ里子が来ていない方いずれも里親になろうという方達は社会貢献の気持ちがある方々なのではないかと思う。

● 現役調停委員の立場から思いつくリクルート先があればお願いしたい。

■ 周りの現役調停委員にきっかけを聞いたところでは、親や親戚に調停委員をやっていた方がいるとか、大学の同窓会で先輩から話を聞いた方がいた。なので、大学の同窓会やその事務所も場所としてはあるかと思う。

また、現役調停委員が新たな調停委員のなり手が不足している現状や募集期間を知っていれば、知人に声をかけたりといった口コミで話が広がる場面はあると思う。

■ やはり調停委員の仕事というのは、時間に余裕がないできないが、報酬面でもこれだけでは生活が成り立たない側面があり、そういう意味で社会貢献の強い人じゃないと無理だという部分がある。それにしても、難しい仕事であるけれども、職業なのか、社会貢献性の高いボランティア活動かという位置づけが非常に難しく、そこをうまくクリアしていかないと集まりにくいのではないかと思う。

○ 私の母が調停委員をしていた時も報告書を手書きで書くのが大変だと話していたが、IT化は進んでいるのか。

● 進めようとしているところではあるが手順や予算の関係でなかなか進まない現状にある。

■ IT化に関しては、オール裁判所で、記録の電子化も含めて進めているところではあるが、やはり一朝一夕にはできるものではなく、来年には完成するといった段階ではない。

○ 人材確保という意味、裁判所にいる時間が長ければ長いほどやっぱり融通が利かなくて諦める方は出てくると思う。例えば、報告するものがパソコンで打てるようにするか、機密性の高いものは難しいところもあると思うが、記録が電子化されて外からでも見られるようにするか改善していくことで多くの人たちに時間を有効活用して

いただきながら、調停を進めていただけるみたいな形になっていくのも良い影響があると思う。

**第6 次回テーマ等の選定「若手の活力を生かす方策について」**

**第7 閉会宣言**

**第8 次回日時**

令和6年6月14日（金） 午後3時